

制度のご案内

『浜松市飲食店テイクアウト等取組支援事業費補助金』

(補助金募集要領)

【お問い合わせ先】

浜松市飲食店テイクアウト等取組支援事業費補助金事務局

住 所： 〒430-0934 浜松市中区千歳町 70-1 (fun ビル 1F)

直通番号： 053-413-2611

浜松市飲食店テイクアウト等取組支援事業費補助金の実施概要

1 補助金の概要

新型コロナウイルス感染症の感染拡大によって影響を受けた飲食店（テイクアウト、デリバリー専門店を除く）が実施するテイクアウトやデリバリー事業に対して、エコ容器等の物品購入費の一部を支援します。

2 対象となる事業者（経営者名で申請してください。）

以下のすべての条件を満たしている場合に補助対象となります。

- (1) 浜松市の区域内で、店舗に飲食スペース等を有する飲食店を営業している中小企業者等（詳しくは対象業種一覧参照）

※中小企業者等とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154条）第2条第1項に規定する中小企業者及び市長が別に定める法人等。個人事業主を含む。

業 種	中小企業の要件 (下記のいずれかを満たすこと)	
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
製造業、建設業、運輸業、 その他（下記業種を除く）	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下

※主たる業種が「製造業」「建設業」「卸売業」の場合は(1)の対象業種ではありませんが、従たる事業で(1)の事業を行っている場合には補助対象となります。

- (2) 営業に必要な許可等を全て有している者
(3) テイクアウト又はデリバリーで提供する商品について、消費者向けに周知していること
(4) 市税を完納していること又は市から徴収猶予若しくは換価猶予を受けている者
(5) 市民税及び県民税の納税について、特別徴収義務者である者
※特別徴収を行う必要のない正当な理由がある者を除く
(6) 浜松市暴力団排除条例に規定する暴力団及びその団員等と関わりがない者

※(1)～(6)の要件を全て満たす場合に限り、市外在住でも浜松市内で飲食店を営んでいれば申請可能です。市外在住の方は、市町村税の全ての税目にかかる納税証明書又は完納証明書を提出してください。

※露店商、コンビニエンスストアのイトイン等は補助対象外となります。

3 補助対象となる経費

補助対象経費	内容
物品購入費	<p>以下の条件を満たすテイクアウト又はデリバリーで使用するエコ容器等の購入に要する経費。(カタログ等で詳細が分かるものに限ります。)</p> <p>【素材】 木、紙、パルプモールド、バガス、バンブー、パームヤシ、その他草木 ※耐水・耐油のラミネート、コーティング加工は可</p> <p>【種類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・容器…消費者に商品を提供する際に入れる器 ・包装等…○消費者に商品を提供する際に包むもの又は袋 (例) 紙製手提げ袋、帯掛紙 等 ○容器内で間仕切りに使用する小分けカップ等 (例) 紙製バラン、竹製仕切り板 等 ○弁当や総菜等に付随して提供する割りばし、スプーン、フォーク、ストロー、おしぼり、紙ナプキン等 ※衛生状態を保つため、個包装はプラスチック製であっても補助対象とします。 (例) ビニール製の袋に入った紙製スプーン 等 <p>※食品に直接触れる容器・包装等は、食品衛生法に適合するものを購入してください。</p>

※プラスチックとの複合素材は、重量比に関わらず補助対象外です。

※決済方法については、現金・銀行振込・クレジットカード決済・デビットカード決済が対象となります。(「7 申請方法等 (3) 申請書類」を参照)

※新規開店の飲食店に関しては、**令和4年2月20日**までに開店している必要があります。

※申請内容によっては補助対象にならない場合があります。

【補助対象外の経費 (一例)】

- ・プラスチック製の容器、包装等(取っ手や内側の間仕切り等、一部分のみに使用している場合も対象外)
- ・容器等を自作するための材料費
- ・申請者と同一の代表又は申請者の親族が経営する企業との契約経費
- ・グループ企業間の契約経費
- ・申請書類から補助金対象事業の実施内容や支払金額が読み取れない経費
- ・申請書類に整合性(氏名、日付、金額など)が確認できない申請
- ・振込手数料や代引き手数料などの手数料
- ・指定の決済手段以外での支払い

4 補助金の額

補助対象経費の2/3（上限20万円）

※1店舗につき、受領可能上限額に達するまでなら何度でも申請可能

※1円未満の端数があるときは、切り捨てとなります

5 補助対象期間

令和3年8月1日（日）～令和4年2月20日（日）まで

※上記期間内に納品・支払を済ませた経費が補助対象となります。（詳細は「3 補助対象となる経費」をご覧ください。）

※クレジット決済の場合、口座からの引き落としが令和4年2月20日までに
行われない場合、補助対象外となりますので十分注意してください。

6 申請受付期間

令和3年10月1日（金）～令和4年2月22日（火）

※申請後、書類に不備があった場合、令和4年2月28日（月曜日）までの修正が
交付条件となります。

7 申請方法等

(1) 申請様式の入手方法

ア 浜松市公式ホームページ

<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/sangyoshinko/shougyo/takeout.html>



イ 郵送

・申請書希望者へ様式を郵送しますので、事務局までご連絡ください。

(2) 申請方法 ※密集を避けるため、持参でのご提出はご遠慮ください

ア 郵送（令和4年2月22日（火）までの消印有効）

簡易書留やレターパックなど郵便物の追跡ができる方法で郵送ください。

（宛先） 住所：〒430-0934 浜松市中区千歳町70-1（funビル1F）
浜松市飲食店テイクアウト等取組支援事業費補助金事務局
直通番号：053-413-2611

イ WEB

下記サイト又はQRコードよりお申込みください。

<https://logoform.jp/form/Savd/34883>



(3) 申請書類 ※店舗ごとに申請が必要となります

申請様式 ※WEB 申請の場合は、同じ項目のフォームを入力
1. 浜松市飲食店テイクアウト等取組支援補助金交付申請書 (第1号様式)
添付書類 ※WEB 申請の場合は、該当部分をスキャナ又は写真で取り込み送信してください。
2. 食品衛生法に基づく飲食店営業又は喫茶店営業の営業許可証の写し ※ ※商品の提供にあたっては食品衛生法、食品表示法を遵守してください。 ※複数店舗を申請する場合は、店舗毎の営業許可証の写し等が必要です。
3. 補助対象経費の支出内容が分かる書類 「補助対象経費の金額と内訳」、「支払い完了日」等を確認するため、以下の書類の写しが必要となります。(宛名は申請者と同一) ※支払方法は、現金・銀行振込・クレジットカード決済・デビットカード決済に限ります レシート (宛名を記入したもので、商品名、単価、個数が記載されているもの) 又は 明細書 (商品名、単価、個数が記載されているもの) と 領収書 ※銀行振込又はクレジットカード決済の場合は、支払金額が引き落とされたことが分かる 口座振込依頼書や利用明細と、通帳の写しも必要です。 ※クレジットカード決済の場合、口座からの引き落としが 令和4年2月20日までに行われない場合、補助対象外となりますので 十分注意してください。
4. テイクアウト又はデリバリーで提供する商品を、消費者向けに周知したことが分かる書類 ホームページの写し、チラシ、ポスター、店内ポップ等、提供商品について周知したことが分かるものを添付してください。
5. 購入したエコ容器等の実物写真 実際に購入した容器等の写真を添付してください。 ※複数の種類を購入した場合は、全ての写真が必要です。また、写真の商品と領収書等の商品の対応関係が分かるように、商品ごとに番号等を振っていただき、写真と領収書等にその番号等を示してください。 ※8～9月に購入済みで、既に使用しており現物の写真が撮れない場合は撮れる範囲で対応してください。

6. 購入したエコ容器等の詳細が分かるカタログ等の写し

購入した物品のメーカー名や品番、素材等、詳細について分かる書類を添付してください。

(例)メーカーのカタログの写し、インターネットでの販売ページ等

7. 飲食店に設置されている飲食スペース等の写真

飲食スペース等の様子が分かる写真を添付してください。

8. 振込先口座が分かる通帳の該当部分の写し

金融機関名・支店名・口座番号・名義が分かるものを添付してください。

9. その他、浜松市より提出を求められた書類

※浜松市に納税義務の無い方が申請する場合

納税地での市町村税の全ての税目に関する納税証明書又は完納証明書を必ず添付してください。

※市から徴収の猶予若しくは換価の猶予を受けている事業者が申請する場合、市長名義の市税徴収猶予承認通知書等（詳細は収納対策課へ確認）を提出してください。

※新規開店の店舗にかかる経費を申請する場合

開店した日が分かる書類を添付してください。

※上記の必要書類のほか、審査のため追加で提出を求める場合があります。

8 支給の決定

(1) 支給の時期

申請書類の内容を審査し適当と認められた後、順次支給します。交付金額については、入金された金額によりご確認ください。

(2) 不支給の通知

審査の結果、支給できない場合のみ理由を付して不交付決定通知を発送します。

(3) 支給の取消

ご申請いただいている事業所については、現場確認をさせていただく場合がございますので、調査にご協力をお願いします。

9 Foodelix の参加店舗について

補助金交付店舗のうち、浜松市デリバリープラットフォーム「Foodelix」に参加している、もしくは新規参加した店舗には、天竜木材で製作した割りばしを事務局よりお送りする予定です。

10 その他

過去に類似の補助金において不適切な申請が確認されましたので、申請をする際には以下の点についてご注意ください。

- (1) 申請事業の支払いが完了してから申請してください。
- (2) 可能な限り出金記録（誰が誰にいくら支払ったのか）が確認できる支払い方法（振込等）をご選択ください。
- (3) 購入した物品等は申請した店舗にて使用してください。

- ・交付決定者については、補助対象店舗として、浜松市公式ホームページに店舗名や店舗住所等を掲載する場合があります。
- ・当補助金の受け取り後に不正な受給が判明した場合、補助金をご返還いただく（受領した日から年10.95%の加算金が付加されます。）とともに刑事事件として警察へ通報させていただく場合がございますので、ご承知おきください。

11 問合せ先

「浜松市飲食店テイクアウト等取組支援事業費補助金事務局」
電話:053-413-2611

日程	開設時間	備考
～令和4年2月28日(月)	午前9時30分～午後5時	土日祝日